

# 平成27年度 港湾・空港関連発注者支援 業務について

---

平成26年12月

関東地方整備局 港湾空港部 品質確保室

[問合せ先] TEL 045-211-7424

# 平成27年度 発注者支援業務のポイント①

平成27年度に関東地方整備局が発注する港湾・空港における発注者支援業務については、民間の参加可能者数の拡大による競争性のより一層の向上等を図るため、以下のとおり実施する。

## (1) 一般競争入札(総合評価落札方式)で実施 [H22dより継続]

- 全ての発注者支援業務を一般競争入札(総合評価落札方式)にて実施

## (2) 競争参加要件の緩和を深化

- 昨年度実施した競争参加要件より、更に業務実績要件・資格要件における緩和措置を深化

※『平成27年度 発注者支援業務の要件緩和』を参照

## (3) 設計共同体による競争参加を深化

- 技術力の結集による品質確保向上、及び企業の積極的な参加による競争性の向上を図る為、平成23年度より導入した設計共同体について、設計共同体として認める業務の区分を明示

※『平成27年度 発注者支援業務における設計共同体として認める業務の区分』を参照

## (4) 管理技術者の資格要件の緩和を深化

- 類似業務実績について、設計又は施工に関する業務に加え、監理技術者として従事した港湾・空港の工事を業務として認める事を追加

## (5) 担当技術者評価の深化

- 担当技術者の能力が、成果の品質に比較的大きく影響を与えることから、平成23年度より導入した担当技術者の業務実績の評価について、複数年度契約の場合で、業務が未完了の場合でも、1年以上従事していれば業務実績として認める事を追加

## (6) 法に基づく民間競争入札(複数年度契約)の導入 [H24dより継続]

- 更なる民間事業者の積極的な参加による競争性の確保・向上を図るため、平成24年度より「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(公共サービス改革法)に基づく民間競争入札及び複数年度契約を導入

# 平成27年度 発注者支援業務のポイント②

平成27年度に関東地方整備局が発注する港湾・空港における発注者支援業務については、民間の参加可能者数の拡大による競争性のより一層の向上等を図るため、以下のとおり実施する。

## (7)ヒアリング義務付けの廃止〔H25dより継続〕

- ・年度末に集中する「ヒアリング」は、複数案件応募しようとする民間企業参入の障壁になりかねない観点、また、一層の複数案件の応札意欲の向上を促す観点から、原則的にヒアリングを廃止。

## (8)公告時期の前倒し(『12月下旬～1月上旬』に前倒し)〔昨年度より実施〕

- ・公告時期を12月とする事で、広範な競争環境の設定に貢献すると共に、応札意欲の向上を促す。

## (9)実施要項 別紙-3の一番最後に「6 従来の応札状況」の追加〔H25dより継続〕

- ・民間企業の参入促進の一環として、昨年度より過去の応札状況を公表。

## <2業務(監督補助業務、品質監視補助及び施工状況確認補助業務)のみ対象>

### (10)管理技術者と担当技術者の兼務の考え方について〔H25dより継続〕

- ・・・管理技術者と担当技術者は兼務できない。(但し、緊急時等やむを得ない場合の短期間を除く。)

### (11)担当技術者資格の要件緩和について〔H25dより継続〕

- ・「配置予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績」と同様の実務経験(主任技術者として従事した工事を認める)が1年以上の者。

## <2業務(発注補助業務、技術審査補助業務)のみ対象>

### (12)担当技術者資格の要件緩和について

- ・「配置予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績」と同様の実務経験(主任技術者として従事した工事を認める)が1年以上の者。
- ・1箇所の履行場所において、担当技術者を複数名配置する場合、1名のみ資格要件を満たさなくても配置可能とする。

## 1. 業務実績要件の緩和

＜全業務分野共通＞

- ① 企業及び予定管理技術者にもとめる実績要件の期間を過去10ヵ年から過去15ヵ年へ延長する。

## 2. 配置予定管理技術者又は担当技術者の資格要件の緩和

＜全業務分野共通＞

- ② 管理技術者の類似業務実績について、設計又は施工に関する業務に加えて、監理技術者として従事した港湾・空港の工事を業務として認めることを追加。
- ③ 担当技術者の実績について、複数年度契約の場合で、業務が完了していない場合であっても、1年以上従事していれば、業務経験を有するものと認めることを追加

＜発注補助業務、技術審査補助業務＞

- ④ 担当技術者の資格について、管理技術者に必要とされる同種・類似業務と同様の実務経験として、主任技術者として従事した工事を認めることを追加。
- ⑤ 1箇所の履行場所において、担当技術者を複数名配置する場合、1名のみ資格要件を満たさなくとも配置可能とする。

分担できる業務の区分	
業務による区分	・ 監督補助／施工状況確認補助／品質監視補助／技術審査補助／発注補助
事業による区分	・ 港湾／海岸／空港 等
区域による区分	・ 出張所・分室単位 ・ 港湾単位 ・ 空港単位 ・ 港区、地区単位
施設による区分	・ 施設単位
工事による区分	・ 工事単位

注1: 設計共同体では、発注業務の業務内容について、設計共同体の構成員の分担業務を明らかにして協定を締結することとなるが、発注者支援業務における設計共同体においては、上記の表を参考にして、発注業務の業務内容を分担し、発注業務を実施するものとする。

注2: 上記表は、発注業務の業務内容を、設計共同体の構成員が分担できる業務単位を示したものである。

注3: 分担業務は、設計共同体の構成員が、発注業務の業務内容に応じて、上記の表に示す単位を適宜使用して設定することができる。

# 平成27年度 発注者支援業務のポイント③

## 1. 「民間競争入札」の導入

平成26年度同様、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(公共サービス改革法)」に基づく民間競争入札(以下、「民間競争入札」と記載)により実施し、一部の案件について複数年度契約として実施する。

## 2. 「民間競争入札」導入の意義

発注者支援業務は、これまでも透明性・競争性が確保されるよう取り組んできたところであるが、民間競争入札の実施にあたっては、**内閣府に設置された第三者委員会**である「**官民競争入札等監理委員会**」による入札参加要件等の審議を経た上で実施要項を定め、実施要項に基づく手続きにて落札した企業と契約することとされている。この審議を経ることにより、更なる透明性、競争性の確保が期待される。

発注者支援業務の実施要項は、電子政府の総合窓口「e-gov」(総務省運営)及び国土交通省HP(港湾関連事業の公共調達制度:発注者支援業務)にて公表中。

[http://www.mlit.go.jp/kowan/kowan\\_mn5\\_000023.html](http://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_mn5_000023.html)

# 平成27年度 発注者支援業務のポイント④

## 3. 「民間競争入札」導入に伴う受注者が負う可能性のある責務等

### (1) 罰則等

- ① 公共サービス改革法第25条第1項の規定(秘密保持)に違反して、公共サービスの実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されることとなる(公共サービス改革法第54条)。
- ② 次のいずれかに該当する者は、公共サービス改革法第55条の規定により30万円以下の罰金に処されることとなる。
  - ・本業務に従事する者は、刑法(明治40年法第45号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。
  - ・「公共サービス改革法第26条第1項」による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は「公共サービス改革法第26条第1項」による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者。
  - ・正当な理由なく、「公共サービス改革法第27条第1項」による指示等に違反した者。
- ③ 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、上記②の違反行為をしたときは、公共サービス改革法第56条の規定により、行為者を罰するほか、その法人又は人も上記②の刑を科されることとなる。

### (2) 会計検査について

受注者は、会計検査院法第23条第1項第7号に規定する「事務若しくは業務の受託者」に該当し、会計検査院が必要と認めるときは、同法第25条及び第26条により、会計検査院の实地検査を受けたり、同院から直接又は発注者を通じて、資料・報告書等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。

# 平成27年度 中立公平性に関する留意事項

## ■中立公平性に関する要件について【平成24年度より継続】

### ①【事前制限】中立公平性に関する要件(競争参加資格者に関する要件)

- ・本業務の履行期間中に工期のある当該業務の対象工事に参加している者。
- ・その対象工事に参加している者と資本面・人事面で関係がある者。



本業務(当該発注者支援業務)の入札に参加できない。

### ②【事後制限】中立公平性に関する要件(受注者が講ずべき措置)

- ・本業務(当該発注者支援業務)を受注した者。
- ・本業務(当該発注者支援業務)を受注した者と資本面・人事面で関係がある者。
- ・本業務(当該発注者支援業務)の担当技術者の出向・派遣元及び出向・派遣元と資本面・人事面で関係のある者。



業務履行期間中に工期のある当該業務の対象工事に参加してはならない。

区 分	標 準 的 な 業 務 内 容
監督補助	<ul style="list-style-type: none"> <li>①設計図書に基づく請負者に対する指示・協議に必要な資料の作成</li> <li>②請負者から提出された資料と設計図書との照合</li> <li>③現地確認及び調査並びに検討に必要な資料の作成</li> </ul>
品質監視補助 施工状況確認補助	<ul style="list-style-type: none"> <li>①不可視部分や重要構造物の品質・出来形の確認</li> <li>②請負工事の施工状況並びに使用材料に対する設計図書との照合</li> <li>③完成・既済部分・指定部分検査の臨場</li> </ul>
発注補助	<ul style="list-style-type: none"> <li>①工事の積算に必要な現地踏査</li> <li>②工事発注図面・数量総括表・数量計算書の作成</li> <li>③積算根拠資料の作成、積算データ入力</li> </ul>
技術審査補助	<ul style="list-style-type: none"> <li>①工事発注資料の作成</li> <li>②競争参加者から提出された申請書等の分析・整理</li> <li>③総合評価項目の分析・整理</li> <li>④技術資料の確認事項の整理</li> <li>⑤審査会・委員会資料の作成</li> </ul>

# 平成27年度 発注者支援業務における評価等

		監督補助業務	品質監視補助業務 施工状況確認補助業務	発注補助業務	技術審査補助業務
実施方針	業務理解度	業務の目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価			
	実施体制	配置技術者の人数、代替要員の確保など業務を遂行するうえで発注者の要請に対する的確かつ迅速に対応でき、事業の進捗状況や不測の事態に対しても臨機に対応できる体制が確保されている場合に優位に評価			
技術提案	的確性	必要なキーワード(留意点、着眼点、問題点)が網羅されている場合に優位に評価する。			
	実現性	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。			
価格:技術		1:2	1:2	1:2	1:3

## 技術提案書に基づく業務の履行

- 業務の履行に際しては、技術提案書に記載した内容を満たす業務計画書を提出すること。
- 受注者の責により技術提案書に記載した内容を満足する業務が行われない場合又は提案された実績を有する担当技術者が配置できない場合は、**業務成績評定を減ずる等の措置**を行う。

**各業務の詳細については、以下のサイトに掲載されます個別の入札公告等をご確認下さい。**

---

◆ 港湾空港関連入札・契約情報(PAS)  
<http://www.pas.ysk.nilim.go.jp/>